



スプレー菊

高井会計だより

編集 発行人  
税理士

高井直樹

事務所 〒500-8335  
岐阜市三歳町4-2-10  
TEL 058(253)5411(代)  
FAX 058(253)6957

11月

(霜月) NOVEMBER

3日・文化の日  
23日・勤労感謝の日  
24日・振替休日

|   |    |       |
|---|----|-------|
| 日 | 9  | 23    |
| 月 | 10 | 24    |
| 火 | 11 | 25    |
| 水 | 12 | 26    |
| 木 | 13 | 27    |
| 金 | 14 | 28    |
| 土 | 1  | 15 29 |
| 日 | 2  | 16 30 |
| 月 | 3  | 17    |
| 火 | 4  | 18    |
| 水 | 5  | 19    |
| 木 | 6  | 20    |
| 金 | 7  | 21    |
| 土 | 8  | 22    |

## 11月の税務と労務

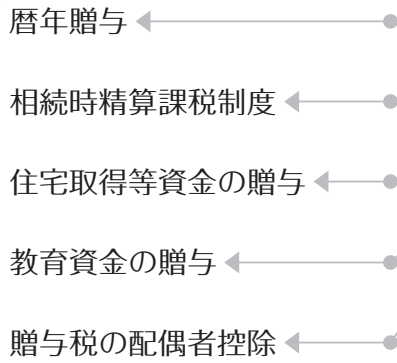
- |   |                                       |
|---|---------------------------------------|
| 国 税/10月分源泉所得税の納付<br>11月10日                    | 国 税/3月決算法人の中間申告<br>12月1日              |
| 国 税/所得税予定納税額の減額承認申請<br>11月17日                 | 国 税/個人事業者の消費税等の中間申告<br>(年3回の場合) 12月1日 |
| 国 税/所得税予定納税額第2期分の納付<br>12月1日                  | 地方税/個人事業税第2期分の納付<br>都道府県の条例で定める日      |
| 国 税/9月決算法人の確定申告<br>(法人税・消費税等) 12月1日           |                                       |
| 国 税/12月、3月、6月決算法人の消費税等の中間申告<br>(年3回の場合) 12月1日 |                                       |

※税を考える週間 11月11日～11月17日

### ワンポイント バイクと軽四輪で異なる軽自動車税引上げ

平成26年度税制改正により、市町村税である軽自動車税の税率が引き上げられます。軽四輪車の場合は約1.25倍～1.5倍に引き上げられ、平成27年4月1日以後に新規取得する新車から適用されます。バイク等の場合は約1.5倍程度引き上げられ、既存車・新車を問わず平成27年度分から適用されます。

# 生前贈与の種類と活用のポイント



平成二十五年度税制改正で相続税が課税強化されたのを機に、生前贈与が注目されています。そこで、以下、五種類の生前贈与とその活用法について整理します。

## 1 暦年贈与

贈与税は、一人の人が一月一日から十二月三十一日までの間にもらった財産の合計額のうち、一〇万円までは基礎控除があるので、一一〇万円までの贈与は非課税となります。

## 2 相続時精算課税制度

この制度は、贈与時に贈与財産に対する贈与税を納め、その贈与者が亡くなったときにその贈与財産の贈与時の価額と相続財産の価額とを合計した金額を基に計算した相続税額から、既に納めたその贈与税相当額を控除することにより贈与税・相続税を通じた納税を行う制度です。 ※ 1と2の制度は、選択の關係になり、図解すると図表1のようになります。

## 3 住宅取得等資金の贈与

平成二十四年一月一日から平成二十六年十二月三十一日までの間に直系尊属（父母や祖父母

等）から住宅取得等資金の贈与を受けた場合に、一定の要件（贈与の年の一月一日現在の満年齢が二〇歳以上、贈与を受けた年の合計所得金額が二、〇〇〇万円以下など）を満たす時は、図表2の金額が非課税となります。

## 4 教育資金の贈与

平成二十五年度税制改正で祖父母等（贈与者）が、信託銀行など金融機関に子・孫（受贈者）名義の口座を開設し、教育資金を一括して拠出した場合、子・孫ごとに一、五〇〇万円までの資金については、贈与税が非課税となる「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」が創設されています（図表3）。

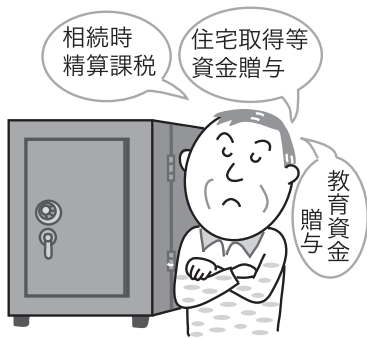
この制度は、平成二十七年十二月三十一日までの時限措置とされています。

## 5 贈与税の配偶者控除

婚姻関係が二〇年以上など一定の要件を満たす配偶者に対して、居住用の不動産又はそれを取得するための資金を贈与した

ときは、贈与税について基礎控除一一〇万円の他に最高二、〇〇〇万円の控除の適用があります。この特例の適用を受けて被相続人から贈与された居住用財産については、相続発生前三年以内の贈与であっても「生前贈与加算」の対象に含めないことができるので、有効な節税策となります。（注・前記3、4については非課税財産のため、三年以内の生前贈与加算の適用はありません）

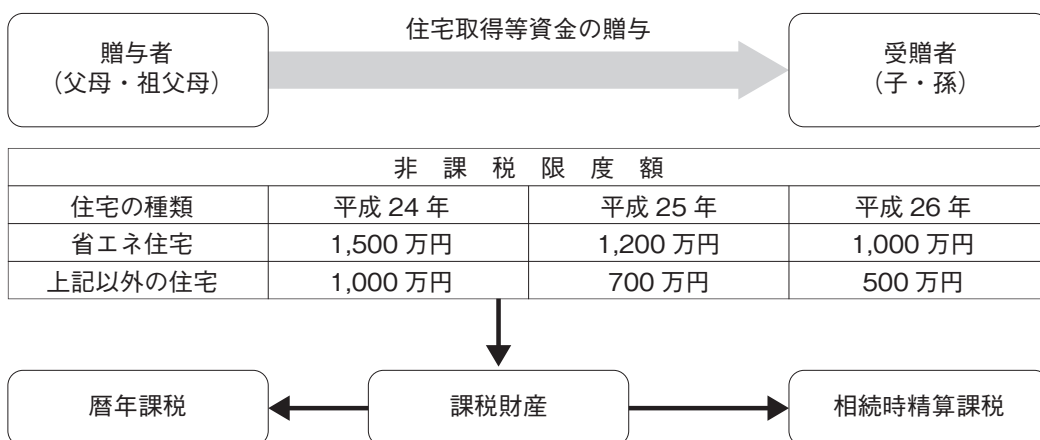
なお、相続発生年に居住用財産の贈与を受けていた場合、受贈配偶者は贈与税の配偶者控除の適用を受けられませんが、翌年その贈与税の申告が必要となります。



図表1 暦年贈与と相続時精算課税制度の比較

|        | 暦年贈与  | 相続時精算課税制度   |
|--------|---|---|
| 贈与税の計算 | (贈与額－110万円)×累進税率                                | (贈与額－2,500万円)×20%(一定)   |
| 適用対象者  | 誰でも   | 65歳以上の親から20歳以上の子供への贈与<br>※平成27年1月1日以後の贈与から、「60歳以上の親」、「20歳以上の孫」も対象になります。 |
| 相続時の計算 | 相続税とは切り離して計算されます。(ただし、相続開始前3年以内の贈与は課税価格に加算されます) | 相続税の計算の際に、贈与税は精算されます。   |
| 制度の移行  | 暦年課税から相続時精算課税制度への移行は可能                          | 相続時精算課税制度を選択したあとで、従来の暦年課税への移行は不可能                                       |

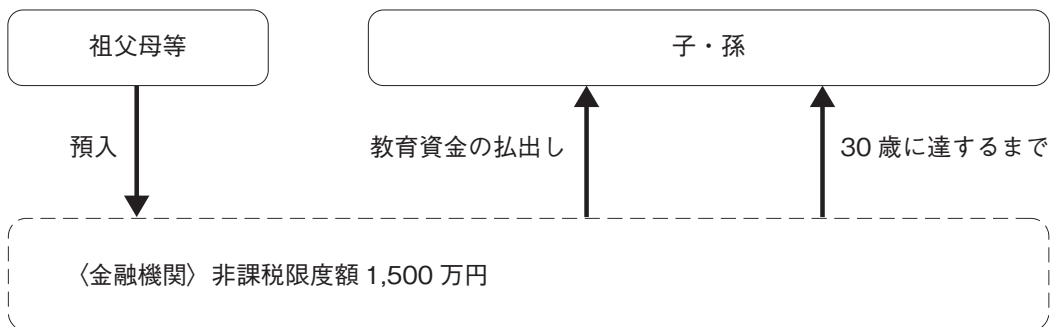
図表2



※相続時精算課税制度選択の特例

平成26年12月31日までの間に、親から住宅取得等資金の贈与を受けた20歳以上の子が一定の条件を満たすときは、贈与者である親の年齢が65歳未満であっても相続時精算課税制度を選択することができます。

図表3 教育資金の贈与イメージ



## 接待飲食費の帳簿書類への記載

平成26年度税制改正により、26年4月1日以後に開始する事業年度から、法人が支出する交際費等の額のうち接待飲食費の額の50%相当額は損金の額に算入できることとなりました。

この接待飲食費については、交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用(社内飲食費を除きます)で、かつ、法人税法上で整理・保存が義務付けられている帳簿書類(総勘定元帳や飲食店等から受け取った領収書、請求書等が該当します)に、飲食費であることを明らかにするために次の事項を記載する必要があります。

- イ 飲食等のあった年月日
- ロ 参加した得意先、仕入先その他事業に  
関係のある者等の氏名又は名称及びその  
関係
- ハ 飲食費の額並びにその飲食店、料理店

- 等の名称及びその所在地
- ニ その他飲食費であることを明らかにす  
るために必要な事項

このうち、ロの「参加した得意先、仕入先その他事業に  
関係のある者等の氏名又は名称及びその関係」は、社内飲食費でないことを明らかにするためのものであり、原則として、飲食等を行った相手方である社外の得意先等に関する事項を「〇〇会社・□□部、△△◇◇(氏名)、卸売先」というようにして相手方の氏名や名称の全てを記載する必要があります。

ただし、相手方の氏名について、その一部が不明の場合や多数参加したような場合には、その参加者が真正である限りにおいて、「〇〇会社・□□部、△△◇◇(氏名)部長他10名、卸売先」という記載でも問題ありません(氏名の一部又は全部が相当の理由があることにより明らかでないときには、記載を省略して差し支えありません)。

## 配偶者が年の中途に死亡した場合の配偶者控除と寡夫(婦)控除

控除対象配偶者又は寡夫(婦)に該当するかどうかについて、通常はその年の12月31日の現況により判定することになっていますが、控除対象配偶者が年の中途で死亡した場合には、その死亡時の現況により判定することとされています。

まず、配偶者控除については、配偶者が死亡した時点で判定することとなりますので、この時点で、生計を一にしているなどの控除対象配偶者としての要件が満たされていれば配偶者控除が受けられます。次に、寡夫(婦)控除については、12月31日の時点で判定することとなり、寡夫(婦)としての要件を満たしている場合にはこれも受けられることとなります。

したがって、控除対象配偶者としていた配偶者が年の中途で死亡したような場合、配偶者控除と寡夫(婦)控除の両方の適用要件を満たしていれば、両方について適用することができます。

### 共有のマイホームを売ったとき

マイホーム(居住用財産)を売ったときは、譲渡所得から最高三千万円まで控除できる特例があります。共有のマイホームを売った場合に、この特例を受けることができるかどうかは共有者ごとに判定し、譲渡所得の計算は、共有者の所有権持分に応じて行います。

このときの特別控除額は共有者全員で三千万円ではなく、この特例を受けることができる共有者の人数により異なります。共有者が一人の場合は、譲渡所得から最高三千万円まで控除できます。共有者が二人以上の場合、共有者の人数に応じて控除額が減少します。共有者が二人以上で、譲渡所得が三千万円を超える場合は、共有者の人数に応じて控除額が減少します。共有者が二人以上で、譲渡所得が三千万円を超える場合は、共有者の人数に応じて控除額が減少します。

なお、この特例を受けるためには、確定申告をすることが必要です。確定申告書は一人一人が提出します。また、家屋は共有でなく、敷地だけを共有としている場合、家屋の所有者以外の者は原則としてこの特例を受けることはできません。